

# 山梨県公報

第千九百四十七号

平成二十一年

五月十四日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の予定(二件).....	二四九
県営土地改良事業の完了.....	二四九
道路の供用開始.....	二五〇
建築基準法に基づく道路位置指定.....	二五〇
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件).....	二五〇
山梨県登録販売者試験の実施.....	二五一
土地改良区役員の就任.....	二五一
土地改良区役員の退任及び就任.....	二五一
基本測量の実施.....	二五二

## 告 示

### 山梨県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字長野五八〇五・六四三九・六四四三・六四四五内五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五八〇二、五八一〇、六四四八、六四四九、六四四九内二、六四五四内一、六四五四内二、六四五七

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下部字壹本木六九〇

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百六十二号

県営土地改良事業(真木北部地区中山間地域総合農地防災事業)の工事は、平成二十一年三月二十六日をもって完了した。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡身延町大字波高島字若宮一三番の一地先から 南巨摩郡身延町大字波高島湯川橋橋台先まで	三六・〇	平成二十一年五月十八日

山梨県告示第百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置  
甲斐市大袋字堰西二六九八番四
- 二 道路の幅員  
六・〇メートル
- 三 道路の延長  
三六・九八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月二十七日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人環
  - 2 代表者の氏名 湊さち子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町西井出七千二百二十四番地三悠遊塾  
ふあみりい
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の方々に対し、経験豊かで元気なシニア世代を始めとした地域住民とともに、その自立を支援すべく就労機会や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、地域社会の活性化と障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年四月三十日から同年六月二十九日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 樫の実作業所
- 2 代表者の氏名 内藤旭
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者および回復者に対して、地域のなかで暮らしやすい環境

を作るために各機関と連携を持ちながら、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業等を行い、精神障害者の自立支援および社会復帰の促進ならびに地域社会の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十一年五月一日から同年六月三十日まで

● 山梨県登録販売者試験の実施

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項に規定する試験（登録販売者試験と称する。）を次のとおり実施する。

平成二十一年五月十四日

一 試験日

平成二十一年八月十二日（水）

山梨県知事 横 内 正 明

二 試験場所

- 1 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス
- 2 甲府市丸の内一丁目五番四十四号 恩賜林記念館
- 3 韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎
- 4 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 東山梨合同庁舎
- 5 南巨摩郡韮沢町七百七十一番地二 南巨摩合同庁舎
- 6 富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士吉田合同庁舎
- 7 甲府市太田町九番地一 中北保健福祉事務所
- 8 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五〇七会議室

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十七年三月三十一日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 3 旧制中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校

を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

- 4 一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者
- 5 1から4に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

受験資格を有することを証明する書類

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十一年六月一日（月）から同月十二日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者は各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に、本人又は代理人が持参すること。ただし、県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十一年九月十五日（火）午前十時に県庁東側、各保健福祉事務所（保健所）の掲示板及び山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 一二三三 一四九一）

に問い合わせること。

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島壇土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があつた。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 就任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	小澤かなめ	葦崎市清哲町折居八九七	平成二十一年四月一日
理 事	清水 峯男	南アルプス市百々五八七 一	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	上條 實	上野原市鶴島五八九番地四	平成二十一年一月二十日

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
監 事	上條マサ江	上野原市鶴島五八九番地四	平成二十一年四月十三日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十一

年四月十七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十一年五月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量作業）
- 二 作業期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年一月二十二日まで
- 三 作業地域 大月市、北杜市、南巨摩郡増穂町、南巨摩郡鯉沢町及び南巨摩郡早川町